

内訳書

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	8010-317-51385	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G		ZKG	132	県造補所分任官	2027/02/12	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G
			DSP K 5203G(1)					
20	8010-317-51385	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G		ZKG	208	佐造補所分任官	2027/02/12	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G
			DSP K 5203G(1)					
30	8010-317-51385	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G		ZKG	144	大造補所分任官	2027/02/12	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G
			DSP K 5203G(1)					
40	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2027/02/12	

防衛省仕様書改正票

D S P
K 5203G(1)

外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)
(ENAMEL)

制定 昭和 45年 3月10日
改正 令和 5年 3月14日

この改正票は、D S P K 5203G[外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)]についてのものであり、D S P K 5203Gと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル”を削除する。

“J I S K 5600-4-1 塗料一般試験方法-第4部:塗膜の視覚特性-第1節:隠ぺい力(淡彩色塗料用)”を“J I S K 5600-4-1 塗料一般試験方法-第4部:塗膜の視覚特性-第1節:隠ぺい力(淡彩色塗料用)”に、

“J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に改める。

“J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料”を削除し、

“J I S Z 1607 金属板製ふた・口金”を追加する。

c) 法令等 中

“労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)”を削除し、

“1.5 関連文書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)”を追加する。

3.2 認定検査・検査の一般条件 中

a) 試験板に鋼板あるいはぶりき板を使用しているものは、J I S K 5600-1-4の5.1.3又は5.2.2の溶剤洗浄により調整したものを使用する。ガラス板を使用しているものは、J I S K 5600-1-4の5.5.3で洗剤洗浄により調整したものを使用する。

付表1 中

項目

“密度(23℃)g/ml”を“密度(23℃)g/cm³”に改める。

項目 隠ぺい率%の試験方法 中

“方法Bで測定した平均の三刺激値 Y_W と $Y_B \times 100$ から隠ぺい率 $Y_B / Y_W \times 100$ を計算する。”を

“方法Bで測定した平均の三刺激値 Y_W と Y_B から隠ぺい率 $Y_B / Y_W \times 100$ を計算する。”に改める。

項目 溶剤不溶物中の組成 中

二酸化チタン(TiO₂)の定量%の試験方法 中

2.

K 5203G(1)

“DSP K 5102の附属書Dによる。”を

“DSP K 5102の附属書Gによる。”に，

クロム酸の定量（ PbCrO_4 として）（OD色だけ）%の試験方法 中

“DSP K 5102の附属書Gによる。“を

“DSP K 5102の附属書Dによる。”に改める。

防衛省仕様書

D S P
K 5203G外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)
(ENAMEL)制定 昭和45. 3. 10
改正 平成30. 3. 27

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)(以下、エナメルという。)について規定する。

注記 エナメルは、顔料とフタル酸樹脂ワニスを主な原料とし、これらを十分練り合わせて液状にしたもので、D S P
K 5405で希釈することが出来る。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

色番号	色名	基準値	納入単位(kg)	物品番号
2101	スカーレット	7. 5R5／13	4	8010－318－2906－5
2104	赤(1)	5R4／13	4	8010－318－2907－5
2104	赤(1)	5R4／13	16	8010－161－5062－5
2202	ペールベージュ(2)	7. 5YR9／2. 5	4	8010－313－5878－5
2205	黄赤	2. 5YR6／13	4	8010－318－2908－5
2301	アイボリー色(1)	10YR9／1	4	8010－318－2909－5
2303	クリーム色	2. 5Y9／3	4	8010－318－2910－5
2306	ベージュ(2)	10YR8／4	4	8010－318－2911－5
2307	山吹色(2)	2. 5Y8／12	4	8010－317－5139－5
			16	8010－161－5064－5
2314	OD色	7. 5Y3／1	4	8010－317－4923－5
			16	8010－161－5066－5
2402	うす緑(1)	10GY8／1. 5	4	8010－318－2912－5
2404	灰青緑	7. 5BG7／1. 5	4	8010－313－1105－5
2406	うす黄緑	5GY7／4	4	8010－318－2913－5
			16	8010－161－5056－5
2408	暗い灰青緑	5BG5. 5／1	4	8010－313－1106－5
2411	緑(1)	2. 5G4. 5／5	4	8010－317－4924－5
2411	緑(1)	2. 5G4. 5／5	16	8010－161－5065－5
2501	ペールスカイ	5BG8. 5／2	4	8010－318－2914－5
2502	スカイブルー	5B3／8	4	8010－318－2915－5
2502	スカイブルー	5B3／8	16	8010－161－5057－5
2504	ダルスカイ	2. 5PB7／2	4	8010－318－2916－5
2504	ダルスカイ	2. 5PB7／2	16	8010－161－5059－5

表1—種類（続き）

番号	色 名	基準値	納入単位 (Kg)	物品番号
2506	サックスブルー	2. 5PB5. 5／4. 5	4	8010－317－4925－5
			16	8010－161－5063－5
2512	あい色	5B2. 5／2	4	8010－318－2917－5
2601	こはく色	7. 5YR5／6	4	8010－318－2918－5
2702	明るい灰色(2)	N7	4	8010－318－2919－5
			16	8010－161－5060－5
2704	灰色(2)	N5	4	8010－318－2920－5
2705	暗い灰色(1)	N4	4	8010－318－2921－5
2801	白(1)	N9. 5	4	8010－313－1108－5
			16	8010－161－9632－5
2802	白(2)	N9	4	8010－313－1109－5
			16	8010－161－5055－5
2811	黒(1)	N2	4	8010－317－5138－5
			16	8010－161－5061－5
注記 色番号、色名及び基準値は、N D S Z 8 2 0 1による。				

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、種類、色番号、色名及び納入単位による。

例 外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや) 2101 スカーレット 4 kg

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S G 3 1 4 1 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- J I S G 3 3 0 3 ぶりき及びぶりき原板
- J I S K 1 4 0 2 三酸化クロム
- J I S K 2 2 0 1 工業ガソリン
- J I S K 2 2 6 5－1 引火点の求め方—第1部:タグ密閉法
- J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル
- J I S K 5 6 0 0－1－1 塗料一般試験方法—第1部:通則—第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 0－1－2 塗料一般試験方法—第1部:通則—第2節:サンプリング
- J I S K 5 6 0 0－1－4 塗料一般試験方法—第1部:通則—第4節:試験用標準試験板
- J I S K 5 6 0 0－1－5 塗料一般試験方法—第1部:通則—第5節:試験板の塗装(はけ塗り)
- J I S K 5 6 0 0－2－2 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第2節:粘度
- J I S K 5 6 0 0－2－4 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第4節:密度(ピクノメータ法)
- J I S K 5 6 0 0－2－7 塗料一般試験方法—第2部:塗料の性状・安定性—第7節:貯蔵安定性
- J I S K 5 6 0 0－4－1 塗料一般試験方法—第4部:塗膜の視覚特性—第1節:隠ぺい力(淡採色塗料用)
- J I S K 5 6 0 0－4－7 塗料一般試験方法—第4部:塗膜の視覚特性—第7節:鏡面光沢度
- J I S K 5 6 0 0－5－1 塗料一般試験方法—第5部:塗膜の機械的性質—第1節:耐屈曲性(円筒形マン

ドレル法)

- J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法—第6部:塗膜の化学的性質—第1節:耐液体性(一般的方法)
- J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第1節:耐中性塩水噴霧性
- J I S K 5 6 0 0 - 7 - 6 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第6節:屋外暴露耐候性
- J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 塗料成分試験方法—第1部:通則—第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 塗料成分試験方法—第1部:通則—第2節:加熱残分
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 4 塗料成分試験方法—第2部:溶剤可溶物中の成分分析—第4節アルキド樹脂
- J I S K 5 6 3 3 エッチングプライマー
- J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料
- J I S K 5 6 7 4 鉛・クロムフリーさび止めペイント
- J I S K 9 0 0 5 りん酸(試薬)
- J I S R 3 2 0 2 フロート板ガラス及び磨き板ガラス
- J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式
- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール
- J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶
- N D S Z 0 0 0 1 包装の総則
- N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

- D S P K 5 1 0 2 ジンクロメートプライマー
- D S P K 5 1 0 3 鉛丹ジンクロメートプライマー
- D S P K 5 2 0 1 外部用フタル酸樹脂エナメル(つや有)
- D S P K 5 4 0 5 フタル酸樹脂系塗料用シンナー

c) 法令等

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令(昭和50年防衛庁訓令第44号)
 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

このエナメルには、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令が適用される。

2.2 品質

品質は、付表1の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 認定検査・検査

認定検査及び検査の項目及び方法は、付表 1 によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。(認定検査及び検査の項目は、それぞれ○印をもって示す。)

3.2 認定検査・検査の一般条件

認定検査および検査の一般条件は、J I S K 5600-1-1 及び J I S K 5601-1-1 によるほか、次による。

- a) 試験板に鋼板あるいはぶりき板を使用しているものは、J I S K 5600-1-4 の 3. 3 で溶剤洗浄により調整したものを使用する。ガラス板を使用しているものは、J I S K 5600-1-4 の 6. 3 で洗剤洗浄により調整したものを使用する。
- b) 試験板は、付表 1 の試験方法に規定がないときは、J I S G 3141 に規定するSPCC-SBの鋼板(寸法は、約200×100×0. 8mmとする。) とする。
- c) 塗装方法は、付表 1 の試験方法に規定がないときは、J I S K 5600-1-5 により、はけ塗りとする。
- d) 乾燥は、付表 1 の試験方法に規定がないときは、J I S K 5600-1-1 の 4. 3 により、常温乾燥とする。乾燥時間は、特に指定がないときは、24時間とする。
- e) 塗付け量は、付表 1 の試験方法に規定がないときは、100 cm²について約0. 6gとする。

3.3 試料採取方法

認定検査及び検査のための試料の採取方法は、J I S K 5600-1-2 による。

4 出荷条件

4.1 個装

個装は、次によるほか商慣習によるものとする。

4.1.1 個装の方法

エナメルは、4. 1. 2 の容器に入れる。

4.1.2 容器

容器は、次による。ただし、4kg用丸缶に代えて金属板製4リットル缶(ふたはJ I S Z 1607 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

- a) 種類は、4kg用丸缶及び16kg用角缶とする。
- b) 材料及び寸法は、表 2 による。

表 2－材料及び寸法

単位 mm

容器の種類	材 料	寸 法		
	材 質	厚 さ	直 径	高 さ
4Kg用丸缶	J I S G 3 3 0 3に規定するSP TE5. 6／5. 6を用いる	0. 26以上	175±10	230±10
16 Kg用角缶	J I S Z 1 6 0 2に規定する金属板製18リットル缶又は同等品 ^{a)}			
注 ^{a)} 形状、寸法、材質等が同等な容器であつて、危険物の規制に関する規則第41条～第43条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第8条に定める基準に適合するもの				

c) 構造は、次による。

1) 4kg用丸缶の構造は、次による。

- 1.1) 胴板の接合は、J I S Z 1602の参考図1に準じてサイドシームを施し、胴板ははんだ付け、接着剤付け又は電気溶接をしたものとする。
- 1.2) 天板及び地板と胴板の接合は、二重巻き締めをした上、はんだ付けを施すか、又は接着剤を使用したものとする。
- 1.3) 運搬などに耐える太さの亜鉛めっき針金製のつるを付けるものとし、つるの留め金は、胴体外面に付けるものとする。
- 1.4) 天板には、押しぶたを取り付けて充てん口とする。充てん口の直径は、エナメルの攪拌又は取り出しに差し支えないようできるだけ大きくする。ふたはダブルぶたとする。

2) 16kg用角缶の構造は、J I S K 1602による。ただし、ふたはJ I S Z 1607のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環をつけたものとする。

4.2.1 外装の方式

外装の方式は、次による。

a) 容器は、段ボール箱で外装するものとし、外装する缶の数量及び配列は、表3による。

表 3－外装する缶の数量及び配列

単位 個

容器の種類	数量	配 列		
		長さ方向の個数	幅方向の個数	深さ方向の個数
4kg用丸缶	4	2	2	1
16kg用角缶	1	1	1	1

- b) 4 kg用丸缶の外装は、段ボール箱に缶を入れた場合に、長さ、幅及び深さのそれぞれの方向に3mm以上のすきまを生じないように行うものとする。
- c) 4 kg用丸缶の段ボール箱の封かんには包装用布粘着テープを用い、外フラップの合わせ目を図1のように密封する。
- d) 16 kg用角缶の外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

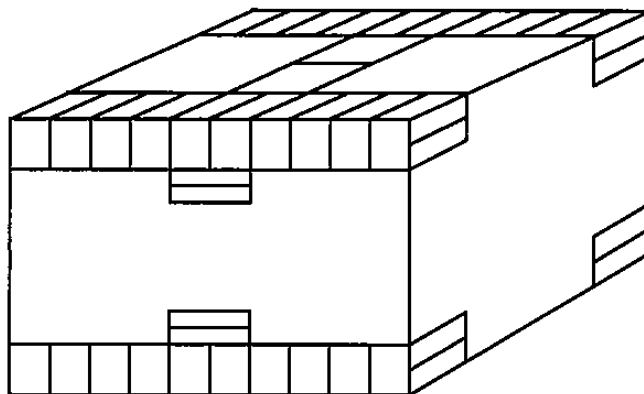


図 1－封かん要領

4.2.2 外装材料

外装材料は、次による。

- a) 4 kg用丸缶の段ボール箱は、J I S Z 1 5 0 6に規定する複両面段ボールの3種とする。ただし、段ボール箱の材料及び形式は、次による。
 - 1) 接合材は、平線を用いる。
 - 2) 形式は、J I S Z 1 5 0 7の0201とする。
- b) 4 kg用丸缶の段ボール箱の封かんに用いる包装用布粘着テープは、幅50mmのものとする。
- c) 16 kg用角缶用の段ボール箱は、J I S Z 1 5 0 6に規定する外装用段ボール箱とし、図 2を標準とする。ただし、段ボール箱の材料及び形式は、次による。
 - 1) 材料は、J I S Z 1 5 1 6の両面段ボールまたは複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
 - 2) 形式は、J I S Z 1 5 0 7の0502 とする。

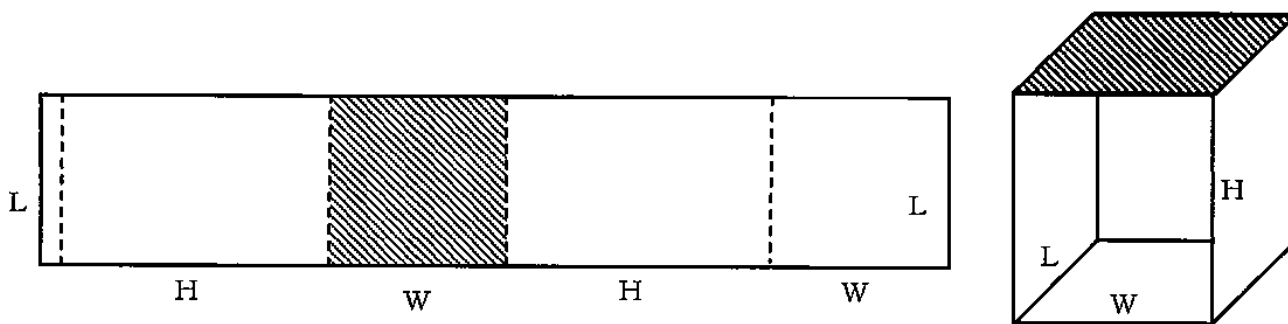


図 2－外装用段ボール箱

4.2.3 外装の表示

外装の表示は、N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 容器の表示

容器の表示は, N D S Z 0 0 0 1 によるほか, 商慣習による。

4.4 納入単位

納入単位は, 4.1.2の4 kg用丸缶及び16 kg用角缶にそれぞれ4kg及び16 kgのエナメルを封入するものとする。

付表 1－品質

項 目		規 定	認定 検査	検査	試 験 方 法
容器の中での状態		かき混ぜたとき、堅い塊がなくて一様になること。	○	○	J I S K 5 6 0 0－1－1の4. 1. 2のa)による。
粘度 KU値	OD色, スカーレット, 赤	63～83	○	○	J I S K 5 6 0 0－2－2の5. による。 ただし、試験温度は23±0. 5℃とする。
	(1), あい色, 暗い灰青 緑, サックスブルー, 緑				
	(1), 山吹色(2), 黄 赤, こはく色 その他	63～78			
密度(23℃) g/ml		製造工場の基準値 ±0. 07	○	○	J I S K 5 6 0 0－2－4のピクノメータ 法による。
皮張り性		皮が張らないこと。	○	—	J I S K 5 6 0 0－2－7の5. による。
塗装作業性		塗装作業に支障がないこと。	○	○	J I S K 5 6 0 0－1－1の4. 2の2回塗 りの場合による。
乾燥時間 h		10以下	○	○	J I S K 5 6 0 0－1－1の4. 3の常温乾 燥の半硬化乾燥による。
重塗り適合性		試料を塗り重ねるとき、はけ 塗り作業に支障がなく、塗 膜にはじき、しわ、あな、膨 れ、はがれを認めず、かつ 1回塗りの塗膜に比べてつ やの著しい変化を認めない こと。	○	—	3. 2で作成した試料板1枚の塗面に更に同一の 塗料を同じ方法で塗り重ねる。
にじみ[白(1), 白(2)を除く。]		にじみが目立たないこと。	○	—	試験片は、試料を3枚のJ I S R 3 2 0 2 に規定するフロート板ガラス板(寸法は、約120m m ×80mm×2. 0mmとする。)のそれぞれの片 面に1回吹付け塗りした後、室内に48時間放置し 乾燥する。同時に試料の色番号1801(白, N9. 5)の塗料を別のガラス板の片面に1回吹付け塗り した後、室内に48時間放置し乾燥したものを見本 品とする。 操作は、試験片に試料の色番号1801(白, N 9. 5)の塗料を1回吹付け塗りした後、室内で48時 間乾燥する。 観察及び判定は、試験片と見本品の塗面を目視 で観察して比べ、試料のにじみによる色の変化を 比較する。にじみによる色の変化が著しくない場合 は“にじみが無い”とする。

付表 1 ー品質(続き)

項 目		規 定	認定 検査	検査	試 験 方 法
塗膜の外観		良好であること。	○	○	J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 の 4. 4 による。
隠 ぺ い 率 %	スカーレット, 赤(1), 山 吹色(2), 黄赤	塗付け量1. 1g/100cm ² で 80以上	○	○	J I S K 5 6 0 0 - 4 - 1 の方法Bによるほか、 次のとおりとする。塗り方は、はけ塗りとし、乾燥は標準 状態で48時間とする。 方法Bで測定した平均の三刺激値Y _w とY _B ×100から 隠ぺい率Y _B /Y _w ×100を計算する。
	緑(1)	塗付け量0. 4g/100cm ² で 90以上			
	あい色, 暗い灰青緑, サ ックスブルー	塗付け量0. 7g/100cm ² で 90以上			
	こはく色, 黒(1)	塗付け量0. 4g/100cm ² で 95以上			
	OD色	塗付け量0. 5g/100cm ² で 95以上			
	その他	塗付け量0. 4g/100cm ² で 90以上			
色		表 1 の色番号欄に示す色番 号で表示される色を標準と し、それと比べて著しい差が ないこと。	○	○	試験片の色とNDS Z 8 2 0 1 の標準色見本とを 拡散昼光のもとで目視により比べる。試験片はぶき板 (J I S G 3 3 0 3 の表面に曇りのないものを用 い、大きさは約200mm×50mm×0. 3mmのもの とする。)の片面に試料を塗装したものとする。
拡散反射率[白(1), 白(2)だ け] %		75以上	○	—	J I S K 5 6 0 0 - 4 - 1 の方法Bによるほか、 次とする。塗り方ははけ塗りとし、乾燥塗膜が白地と黒 地の差異が認められなくなるまで塗り重ねる。標準状態 で48時間乾燥したものを試験片とし、3か所でY値をと り平均をする。
鏡面光沢度 (60度)	OD色	20～45	○	○	J I S K 5 6 0 0 - 4 - 7 による。ただし、試験 片はガラス板とする。
	その他	40～60			
耐屈曲性		105～110℃で5時間加熱し たのち、直径6mmのマンド レルの折曲げに耐えること。	○	—	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 による。ただし、試験 片は、試料を3枚のぶき板のそれぞれの片面に、吹 付け塗りによって1回塗った後、室内で24時間、放置・ 乾燥する。更に105～110℃で5時間加熱する。1時間 放置後、試験を行う。

付表 1－品質(続き)

項 目	規 定	認定 検査	検査	試 験 方 法
耐水性	水に18時間浸したとき、異常を認めないこと。	○	－	J I S K 5 6 0 0－6－1によるほか、次による。 4枚の鋼板(寸法は、約150mm×70mm×1. 0又は0. 8mmとする。)に試料を塗り、96時間乾燥し、試験片とする。 試料片は、3枚を試験片とし、1枚を見本品として3枚の試験片を水に18時間浸す。観察及び判定は、取り出した試験片の塗膜を直ちに目視で観察し、膨れ、しわ及びさびがないことを確認して室内に2時間放置した後、見本品の塗膜と比べて白化、もどり及び色の変化を調べる。このとき2枚以上の試験片の塗膜について異常がなければ“水に18時間浸せきしても異常を認めない”とする。ただし、試験片の周辺の幅約10mmの部分の塗膜は、観察の対象としない。
	D S P K 5 1 0 2 の鋼材用を下塗りし、水に18時間浸したとき異常を認めないこと。			上記試験要領による。ただし、試験片は、鋼板にJ I S K 5 6 3 3を1回吹き付け塗りし、4時間乾燥したのちD S P K 5 1 0 2の鋼材用を1回吹き付け塗りする。24時間室温乾燥したのち、さらに試料を1回吹き付け塗りし、96時間室温乾燥したものとする。
耐塩水噴霧性 (OD色だけ)	144時間試験したとき異常を認めないこと。	○	－	J I S K 5 6 0 0－7－1による。ただし、附属書Aに規定したりん酸処理を施した鋼板4枚(寸法は、約150mm×70mm×1. 0又は0. 8mmとする。)のそれぞれ片面に1回塗り、更に周辺を塗り包み96時間室内に放置し乾燥して、そのうち3枚は、それぞれ一方の長辺から役3cmのところに、長辺に沿ってカッターナイフで生地到達するように塗膜にきずをつけこれを試験片とし、1枚を見本品とする。 観察及び判定は、試験終了後の試験片の塗膜を観察して、しわ及び膨れを認めず、更に試験片を室内に24時間放置して乾燥した後、見本品の塗装と比べて軟化の程度が著しくなく塗膜につけたきずから両側へそれぞれ3mm以上の部分にさび及び膨れの無いときは“144時間試験して異常を認めない”とする。

付表 1－品質(続き)

項 目		規 定	認定 検査	検 査	試 験 方 法
促進黄色度 [白(1), 白(2)だけ]		0.15以下	○	—	DSP K 5201の附属書A による。
促進耐候性		200時間試験して塗膜に異常を認めないこと。	○	—	JIS K 5600-7-7による。試験方法は方法1とし、サイクルはサイクルAとする。塗り終わってから96時間室内に置いたものを試験片とする。
屋外暴露耐候性		12か月試験したとき異常を認めないこと。	○	—	JIS K 5600-7-6による。試験片 ^{a)} は4枚塗装し、3枚を試験片とし、1枚を見本品とする。
貯蔵安定性		12か月試験したとき異常を認めないこと。	○	—	JIS K 5600-2-7の6. による。
耐ミネラルスピリット性		JIS K 2201の4号に18時間浸したとき、異常を認めないこと。	○	—	JIS K 5600-6-1によるほか、次による。 4枚のぶき板(寸法は、約150mm× 50mm×0.3mmとする。)に試料を塗り、96時間室内に放置・乾燥し試験片とする。 試験片は、3枚を試験片とし、1枚を見本品としてミネラルスピリットに18時間浸す。 観察及び判定は、取り出した試験片をミネラルスピリットから取り出して、ミネラルスピリットに着色及び濁りを認めず、試験片の塗膜に腫れ、割れ及びはがれを認めず、見本品の塗膜と比べて粘着性の増加及び色とつやの変化の程度が著しくないときは、“ミネラルスピリットに18時間浸しても異常を認めない”とする。ただし、試験片の周辺の幅約10mmの部分の塗膜は、観察の対象としない。
加熱 残 分 %	スカーレット, 赤(1), 黒(1)	52以上	○	—	JIS K 5601-1-2 による。
	白(1), 白(2), あい色, 暗い灰青緑, 緑(1), サックスブルー, こはく色, 山吹色(2)黄赤	62以上			
	その他	65以上			

付表 1－品質(続き)

項目		規定	認定 検査	検査	試験方法
溶 剤 不 溶 物 %	OD色	40～45	○	—	D S P K 5 1 0 3の附属書Bによる。ただし、溶剤の組成b)は、指定したものとする。
	白(1), 白(2)	36～41			
	黒(1), 赤(1), スカーレット	23～28			
	あい色, 暗い灰青緑, 緑(1), サックスブルー, 山吹色(2), 黄赤, こはく色	36～41			
	その他	34～39			
溶剤可溶物中の無水フタル酸の定量 %		OD色は27以上, その他は23以上	○	—	J I S K 5 6 0 1－2－4の附属書Aによる。
溶 剤 不 溶 物 中 の 組 成	二酸化チタン(TiO ₂)の定量%	白(1), 白(2) うす黄緑, うす緑(1), スカイブルー, ダルスカイ, 明るい灰色(2), アイボリー色(1), 灰青緑, ペールベージュ(2), クリーム色, ベージュ(2), ペールスカイ, 暗い灰色(1), 灰色(2)	○	—	D S P K 5 1 0 2の附属書Dによる。
	四三酸化鉛(Pb ₃ O ₄)の定量(OD色だけ) %	13以上	○	—	D S P K 5 1 0 3の附属書Cによる。
	全鉛の定量(PbSO ₄ として) (OD色だけ) %	47以上	○	—	J I S K 5 6 7 4の付属書Aによる。ただし、対応性についての確認と, Pb(%)につき換算を要す。
	クロム酸の定量(PbCrO ₄ として) (OD色だけ) %	32以上	○	—	D S P K 5 1 0 2の附属書Gによる。ただし、対応性についての確認と, Pb(%)につき換算を要す。
	引火点 ℃	22以上	○	○	J I S K 2 2 6 5－1による。

注^{a)} 試験片は、次による。

試験片

塗 料	塗装方法		塗装回数 回	塗装間隔 h	上塗りまでの 放置時間 h	試験までの 放置時間 h
D S P K 5 1 0 2の鋼材用	下塗り	はけ 塗り	2	24	24	—
外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)	上塗り		2	18	—	96

注^{b)} 溶剤の組成は、次による。

溶剤の組成

組 成	配合割合(容量比)
エチルエーテル	10
トルエン	6
メチルアルコール	4
アセトン	1

付属書 A (規定) りん酸処理

A.1 適用範囲

この付属書は、試験板(鋼板)のりん酸処理について規定する。

A.2 りん酸処理

りん酸処理は以下のとおり行う。

- 試験板は、溶剤洗浄によって調整した J I S G 3 1 4 1 に規定する SPCC-SB の鋼板とする。
- 洗浄を行った試験板を、表 A. 1 のりん酸溶液に室温で1分浸す。

表 A. 1 りん酸溶液の組成(容量比)

組 成	容 量 比
りん酸(85%) J I S K 9 0 0 5 の特級	0. 3
界面活性剤 ^{a)}	0. 1
蒸留水	99. 6
注 ^{a)} 海面活性剤としては、非イオン系界面活性剤例えば、ポリオキシエチレンノニルフェノールがある。	

- B) のりん酸溶液から取り出した試験板¹⁾ を暖かい流水ですすぎ洗いした後、直ちに85±2℃に保った J I S K 1 4 0 2 の無水クロム酸の0. 1%水溶液に1分浸す。試験板をとり出し清浄な吸い取り紙又は布で付着している溶液を吸い取って乾かし、105±2℃に保った恒温器に入れて5分間乾燥した後、取り出して室温まで冷やし直ちに試験に用いるか又は乾燥剤を入れたデシケーターに入れて保管し、24時間以内に試験に用いる。

注¹⁾ 調整の終わった試験板には直接手を触れてはならない。持ち運びには竹ばさみか綿手袋を用いること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	契 約 管 理 番 号	G26-S26-2000308626-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 0 日
	作 成 部 課	補給本部需品部需品第 1 課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 日
品 名	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2 8 1 1 黒（1） 4 K G	
仕 様 書 番 号	D S P K 5 2 0 3 G（1）	

指定事項：本調達は次による。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

色番号	色名	納入単位（kg）	物品番号等
2 8 1 1	黒（1）	4	8 0 1 0－3 1 7－5 1 3 8－5

2.1 認定

認定書の写しを提出すること。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）によるものとし、品質保証書及び検査成績書について書面審査を受けるものとする。

なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5 提出書類

提出書類については、表 2 による。

表 2－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	注記
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 2 9 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 3 0 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
3	品質保証書及び検査成績書	検査官	1	—
4	安全データシート	検査官	1	—
		納入部隊	1	納入部隊毎に各 1 部提出
5	包装証明及び外装の表示	検査官	1	—
6	納品書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本装補第 2 0 7 2 号。1 8．1 2．2 7），海補 3 0 2 1 様式による。